

鈴鹿市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和8年7月10日

鈴鹿市監査委員 高 崎 英 城

鈴鹿市監査委員 山 田 梨津子

鈴鹿市監査委員 水 谷 進

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

（1） 鈴鹿市老人クラブ連合会

所管課／健康福祉部長寿社会課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和8年3月26日

ウ 措置通知年月日 令和8年6月18日

エ 指摘事項

令和6年4月に就業規則を制定しているが、基本給、時間外手当及び賞与の金額設定の根拠が明確でなく、また有給休暇の定めがないなど、職員の就業に関する事項に不十分な点が見受けられるため見直されたい。

オ 措置結果

基本給は時間額を、時間外勤務手当は割増率を、また、賞与は支給月数をそれぞれ設定することにより、金額算定の根拠を明確にしたことを確認しました。

また、就業規則を改正し、令和8年度からは時間外勤務手当の金額を改めるとともに、有給休暇の規定を追加したことを確認しました。

（2） 鈴鹿市老人クラブ連合会

所管課／健康福祉部長寿社会課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和８年３月２６日

ウ 措置通知年月日 令和８年６月１８日

エ 指摘事項

パートタイムの報酬（時給）について、三重県の最低賃金を下回った金額で支給している時期が見受けられたので、遡及適用により追加支給するよう改められたい。また、最低賃金の改定の際は留意されたい。

オ 措置結果

最低賃金と差額が生じていた令和６年１０月から令和７年５月分のパートタイム職員の報酬について、令和８年４月に遡及して支給したことを確認しました。最低賃金が改定された際は、補助担当課として報酬額の変更について確認します。

（３） 鈴鹿市老人クラブ連合会

所管課／健康福祉部長寿社会課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和８年３月２６日

ウ 措置通知年月日 令和８年６月１８日

エ 指摘事項

会議費における一部経費について、小口現金とは別に、突発的な支払いに備えた手持現金として支出がなされていたが、その都度の精算で対応可能であるため、支出方法について見直されたい。

オ 措置結果

令和８年度から、小口現金以外の手持現金は無くしたことを確認しました。

（４） 一般社団法人 鈴鹿市観光協会

所管課／産業振興部観光・モータースポーツ局

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和８年３月２６日

ウ 措置通知年月日 令和８年６月２２日

エ 指摘事項

補助金の実績報告において、入力ミスによる報告数値の誤りが見受けられた。複数人での確認を十分に行うなど事務処理方法について改善されたい。

オ 措置結果

補助金の実績報告について、入力ミスによる報告誤りを防止するため、複数人での確認を十分に行います。

(5) 伝統産業会館

指定管理者／伊勢形紙協同組合

所管課／産業振興部商業振興課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和８年３月２６日

ウ 措置通知年月日 令和８年６月２３日

エ 指摘事項

基本協定書第１９条に定める経理規程の作成がなされていないので、早急に改善されたい。

オ 措置結果

経理規程については既に作成し、伝統産業会館にて保管しています。

(6) 伝統産業会館

指定管理者／伊勢形紙協同組合

所管課／産業振興部商業振興課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和８年３月２６日

ウ 措置通知年月日 令和８年６月２３日

エ 指摘事項

指定管理者が行う業務の一部について第三者へ委託しているが、口頭により市の承諾を得ている。指定管理業務の履行状況を双方が適切に把握するため、書面での承諾手続きを行うよう改められたい。

オ 措置結果

令和8年度より業務委託承諾願を提出し、承諾書が交付されるよう改めました。